

令和6年3月15日時点

海上運送法事業者 計 30回

- 海上運送法事業者に対し、本省や各地方運輸局等の主催で説明会を実施。また、関連団体(日本旅客船協会)を通じて加盟事業者に対し、説明会を実施。

- 本省説明会 4回
- 地方運輸局説明会 15回
- 関連団体説明会 4回
- 補助金事業者説明会 7回



遊漁船事業者 計 54回

- 遊漁船関連団体に対し、説明を実施。また水産庁や都道府県主催の遊漁船業法の改正に係る事業者説明会に出席し、安全設備の義務化についてもあわせて説明を実施。

- 水産庁遊適法改正説明会 3回
- 都道府県遊適法改正説明会 43回
- 関連団体説明会 8回

その他関連事業者 計 11回

- その他関連事業者等(小型船安全協会等)に説明会を実施。